

第23期佐世保市農業委員会第30回総会議事録

1 開催日時 令和元年11月27日(水) 14時30分から16時00分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 7番	川口 勇二	委員 18番	内野 正実
委員 8番	小川 徳衛	委員 19番	大宅 和子
委員 9番	井手 源一郎		
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員(1名)

16番 赤木 行秀

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	中里地区	永田 富士夫
江上地区	北村 憲治	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
宮地区	坂口 要	吉井地区	近藤 博
三川内地区	中里 政義	世知原地区	岩佐 孝
早岐地区	久野 利幸	宇久地区	菅 徳雄
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	山口 英男
大野地区	牟田 昇		

6 欠席推進委員(1名)

皆瀬地区 山口 良行

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義

事務局次長 溝上 順
事務局係長 天羽 孝太郎
事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 林 俊成
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第301号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第302号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第303号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について
第304号議案 農地改良届について
第305号議案 非農地証明願について
第306号議案 非農地通知の取消について
第307号議案 非農地通知について
第308号議案 土地改良法第3条資格者の証明について
第309号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第310号議案 農用地利用集積計画（案）について
第311号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第312号議案 農用地利用配分計画（案）について
第313号議案 令和元年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について（案）

報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地転用許可不要案件の受理について
報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第30回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。
本日は第30回の農業委員会総会ということで大変忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございます。第23期の農業委員も任期満了が近づいておりまして、少し早

いですが、改選の準備もしなければならないという事で、後ほどスケジュール的な事も説明があるかと思いますが、スムーズに行くよう、各地区での検討をお願いしておきます。

それから、農業委員の綱紀粛正についても改めて話があると思いますので、委員のみならず、職員も含めたところで襟を正してプライドを持って業務に臨んでいただきたいと思います。

それでは、総会におきましても議事がスムーズに進みますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は16番赤木行秀委員から欠席の届出があっておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。また、推進委員の山口良行委員も欠席です。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、8番 小川徳衛委員、9番 井手源一郎委員、補充として10番 辻茂樹委員をお願いいたします。
それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長 それでは議事に入ります。第301号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第301号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

まず、5番と6番の相浦、九十九地区の案件について取下げの願いが出ております。よってその2件を除いた案件についてご審議いただきたいと思います。

1番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の1筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は458㎡です。転用目的はガソリンスタンド。権利は、賃借権設定です。施設は、管理棟1棟、建築面積124.48㎡、キャノピー棟1棟、建築面積136.50㎡、灯油キャノピー棟1棟、建築面積3.28㎡です。併用地あり。敷地全体面積は1,510.68㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは東明公園から北に約80mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.1m、切土最高0.2m。擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減、5.8m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。造成計画縦横断

面図添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は法第34条第1項第9号該当です。

2番、早岐地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は256㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟木造2階建、建築面積79.00㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは重尾バス停から北に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建物高を加減、5.8m程度。排水計画、雨水は溜桧。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっていますが、提出されています。都市計画法関係は分家住宅です。

3番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町の1筆。地目は、登記田、現況不耕作地。面積は258㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、建設機械等置場です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で市役所中里皆瀬支所からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは市役所中里皆瀬支所から東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.0m。土留め工事を行う。防護柵を設ける。日照通風、建築物はないため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。残高証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は許可不要です。

4番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町の1筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は975㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅5棟木造2階建、建築面積は各63.76㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR皆瀬駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR皆瀬駅から南西に約270mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.49m。擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減、7.29m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。法人登記簿、定款添付。宅地建物取引業者免許証写添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は連たん区域です。

7番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、大湯町の1筆。地目は、登記畑、現況荒地。面積は516㎡です。転用目的は住宅用地。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟軽量鉄骨造平屋建、建築面積98.20㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは大崎緑地公園から南西に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.42m、切土最高1.

9 m。擁壁を設ける。日照通風、周辺に農地はないため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は溜桝。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。造成計画横断面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は漁業従事者住宅で許可不要です。

8番、吉井地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町踊瀬の4筆。地目は、登記田及び畑、現況遊休地。面積は4筆合計1,090㎡です。転用目的は長屋住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、長屋住宅2棟木造二階建、建築面積は各177.23㎡。併用地あり。敷地全体面積は1,113.21㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは観音橋から東に約270mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.2m。土留め工事をする。擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減、7.6m。排水計画、雨水は溜桝。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。造成計画縦横断面図添付。融資予定証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

9番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町直谷の2筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は2筆合計306㎡です。転用目的は専用住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造平屋建、建築面積は97.30㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは市営直谷住宅隣接地になります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.5m。土留め工事をする。日照通風、建物高を加減、5.8m。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上7件ですが、4番の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておられますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この案件を先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いたします。

議長 それでは、4番中里地区の案件は、大宅委員が申請代理人となっていますので、先行して審議いたします。大宅委員の一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。4番、中里地区。

11番 11番、近藤です。11月22日に永田委員と確認に行ってきました。申請地の上は宅地になっておまして、以前はビニールハウスがあったのですが、荒れた状態になっています。被害防除計画に基づいていただければ特に問題ないと思いました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員から説明があったとおりです、よろしくお願ひします。

議 長 それでは、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第301号議案の4番につきましては、許可相当として県に進達いたします。大宅委員につきましては入室し、着席してください。

～大宅委員入室～

議 長 それでは4番以外の案件について報告をお願いします。1番江上地区。

2 番 2番、川上です。11月24日に北村委員と貸渡人の3名で現地確認を行いました。この現場は、202号線の東明中学校入口交差点にあるガソリンスタンド付近でございます。道路拡幅工事や国際クルージング船の入港などで利用の増加が見込まれる為、施設を拡大し整備するものです。周囲の農地への影響はありません、よろしくお願ひします。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区の北村です。川上委員が言われたとおり、周辺農地への支障は無いものと思われます。よろしくお願ひします。

議 長 次に、2番早岐地区は私の担当地区ですので調査結果を報告いたします。この案件につきましては、11月25日に久野委員と申請人と一緒に見て参りました。ここは自宅の前に分家住宅を建てるとのことで、被害防除計画を守っていただければ、問題はないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

久野委員 早岐地区の久野です。今、会長から説明がありましたとおり、何の問題もないとして見てきました。よろしくをお願いします。

議 長 次に、3番中里地区。

1 1 番 1 1 番、近藤です。1 1 月 2 2 日に永田委員と一緒に見てきました。被害防除計画に基づいていただければ、問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員の言うとおりに、問題はないとして見て参りました。

議 長 次に、7番相浦・九十九地区。

1 2 番 1 2 番、富川です。1 1 月 2 5 日に伊賀崎委員と一緒に現地を見て参りました。周りに農地は無く、別に問題はないとして見て参りました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 相浦・九十九地区の伊賀崎です。富川委員が言われたとおりに問題ないと思います。

議 長 次に、8番、9番吉井地区。

1 3 番 1 3 番、水口です。8番については1 1 月 2 6 日に近藤委員と一緒に確認してきました。

譲渡人と譲受人は夫婦で、土地を借り受けてアパートの経営をするという計画です。他の土地についても探したとのことですが、条件的に合わず、今回の土地を選定されたようです。この転用によって、周囲の農地への影響はないものと判断したものです。

次に9番についても、同日に近藤委員と一緒に確認してきました。

譲受人が住宅を建てる計画とのこと、周辺は大半が住宅地になりつつありますので、今回の転用によって周囲の農地への影響はないものと判断したものです。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

近藤委員 吉井地区の近藤です。8番9番いずれも水口委員と一緒に確認をして参りました。よろしくをお願いします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第301号議案の1番から3番、7番から9番につきまして、許可相当として県に進達いたします。

次に、第302号議案佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第302号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明します。

1番、針尾地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾東町の1筆。地目は、台帳畑、現況荒地。面積は480㎡です。転用目的は、一般住宅用地。施設は住宅1棟。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の樹園地になっていますが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、西海橋町内公民館付近に位置し、一般住宅建設のための農用地区域からの除外案件です。

2番、中里地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町の1筆。地目は、台帳田、現況休耕。面積は334㎡です。転用目的は、駐車場用地。施設は駐車場12台。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田になっていますが、除外後は第3種農地に該当します。こちらは、皆吉橋付近に位置し、申出者が営む事業用の駐車場として利用するための農用地区域からの除外案件です。

3番、吉井地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町田原の2筆。地目は、台帳田、現況休耕。面積は2筆合計1,018㎡です。転用目的は、農家住宅用地。施設は住宅1棟、倉庫1棟。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田になっていますが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、山手公民館付近に位置し、農家住宅建設のための農用地区域からの除外案件です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課に回答します。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番針尾地区。

1番 1番、有馬です。本件につきましては、11月24日に原委員と現地確認をいたしました。

転用者と台帳名義人は親子で、転用者が針尾に戻ってきて家を建てるとして、土地を探していたところ、ここしかないという事で申請をなされました。今現在、一部樹園地

で後は荒地といった状況になっています。申請のとおりきちんとしてもらえれば問題ないと思います。以上よろしく申し上げます。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

原 委 員 針尾地区の原です。この土地は梅が植えてありますが、周りが山深くて梅もあまり生らない状況ですので、問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、2番中里地区。

1 1 番 11番、近藤です。11月22日に永田委員と一緒に見て参りました。ここは動物病院の駐車場ということで、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員の言うとおりで、よろしく申し上げます。

議 長 次に、3番吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。11月26日に近藤委員と一緒に現地を見てきました。長年休耕地になっていたところで、今回、農用地からの除外をしたいとのことでした。元々水田ですので、水利関係で周りに与える影響がないかなど検討しましたが、なんら問題ないとして判断しました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

近藤委員 吉井地区の近藤です。水口委員と現地を確認し、なんら問題ないとして確認して参りました。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第302号議案の審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課に回答いたします。

次に、第303号議案佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第303号議案佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、ご説明します。

1番、江上地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の1筆。地目は、登記田、現況畑。面積は628㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、西海パールライン江上IC付近で、変更理由は、今後果樹支援対策事業を活用するために農用地区域への編入を望むものです。

2番、宮地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、瀬道町の2筆。地目は、登記畑、現況樹園地。面積は2筆合計589㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、瀬道町公民館付近で、変更理由は、今後果樹支援対策事業を活用するために農用地区域への編入を望むものです。

3番、宮地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、城間町の8筆。地目は、登記田及び畑、現況樹園地。面積は8筆合計2,965㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、宮中学校付近で、変更理由は、今後果樹支援対策事業を活用するために農用地区域への編入を望むものです。

以上、農用地区域への編入の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番江上地区。

2番 2番、川上です。11月24日に北村委員と現地確認を行いました。申請地周辺はほとんどみかん畑になっています。申請地は樹園地としてよく整備されており問題はありません。以上よろしく申し上げます。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区の北村です。川上委員の言われたとおり、みかん畑として問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 次に、2番、3番宮地区。

3番 3番、阿波です。2番の件につきまして、11月24日に坂口委員と申請者と一緒に確認しました。

樹園地の改植事業に伴う要請で、農用地区域から外れていたため事業が出来ないという事で申請がなされています。

次に、3番につきましても、同日に坂口委員と申請者と一緒に確認しました。

この件についても同様に改植事業を行うためということで、特に問題はないとして確認しました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区の坂口です。今、阿波委員から報告がありましたとおり、継続的に果樹園として利用されているものです、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、以上の件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第303号議案の審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課に回答いたします。

次に、第304号議案農地改良届について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第304号議案農地改良届について、ご説明いたします。

1番、宮地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、奥山町の5筆。地目は、登記畑、現況樹園地。農地面積は5筆合計2,291㎡で、施工面積も同じです。農地改良を必要とする理由としては、作業効率向上のため、階段状の樹園地を整地する。参考事項としまして、こちらは、松山多目的生活共同施設から東に約40mの位置にあります。作付計画は、温州みかん。作付予定日は、令和2年3月20日。工事期間は、令和元年12月1日から令和2年1月31日。施工業者は記載のとおりで、土の採取場所は現地となっています。土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.5m、切土最高2.0mとなっております。土の量は1,909.6㎥、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上1件ですが、坂口委員の案件となりますので、坂口委員には一時退席していただく上で、ご審議していただけたらと考えております。よろしく願いいたします。

議 長 1番宮地区の案件は、坂口委員の案件となっています、坂口委員は一時退席をお願いします

～坂口委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、宮地区。

3 番 3番、阿波です。11月24日に届出人である坂口委員と一緒に現地を確認してきました。

ここは樹園地になっていますが、高低差が結構ありますので、それをある程度整備して機械が入るようにしたいとのことでした、特に問題はないと思います。以上です。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第304号議案の農地改良届を受理することといたします。

坂口委員につきましては入室し、着席してください。

～坂口委員入室～

議 長 次に、第305号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第305号議案非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、大和町の1筆。地目は、登記「畑」、現況「宅地」。面積は、227㎡です。

願出の理由としては、平成18年10月30日転用目的「宅地一部」として農地法第5条届出受理済み。以後、隣接の宅地と一体利用。現在も宅地の一部として利用。

参考事項としまして、こちらは、日宇スポーツセンターより北へ約330mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

2番、大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、松瀬町の1筆。地目は、登記「畑」、現況「宅地」。面積は、300㎡です。

願出の理由としては、昭和52年5月7日付、転用目的「住家」として農地法第5条届出受理済み。以後、宅地として利用。現在も宅地として利用。

参考事項としまして、こちらは、重石（かさねいし）バス停より北へ約400mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

3番、小佐々地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、小佐々町臼ノ浦の1

筆。地目は、登記「畑」、現況「宅地」。面積は、74㎡です。

願出の理由としては、昭和57年2月25日転用目的「宅地」として農地法第5条転用許可済み。隣接の宅地と一体利用されていた。平成27年5月末頃家屋は解体したが、願出地は、セメント敷きのままになっている。現在もセメント敷きのままになっている。

参考事項としまして、こちらは、小佐々幼稚園より南西へ約850mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-3に該当します。

以上3件です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、日宇地区。

6番 6番、浦です。11月23日に磯本委員と現地を確認しました。今現在、駐車場として使用されていて問題ないと思います。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員から報告がありましたとおり、問題ないと思います。

議長 次に、2番大野地区。

9番 9番、井手です。11月23日に牟田委員と一緒に見てきました。昭和52年辺りから宅地として利用されており、特に問題はないと思います。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

牟田委員 大野地区の牟田です。井手委員の言われたとおり別に問題ないと思います。以上です。

議長 次に、3番小佐々地区。地区担当推進委員の意見を求めます。

松田委員 小佐々地区の松田です。11月25日に赤木委員と現地を確認して参りました。今現在もセメント敷になっており、特に問題ないと思います。

議長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第305号議案については、非農地として証明書を交付することとします。

次に、第306号議案 非農地通知の取消について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第306号議案非農地証明願について、ご説明いたします。

議案記載のとおり第27回農業委員会総会開催日において「非農地」と判断した土地について、申出等により現地再調査を行った結果、確認に誤りがあったことが判明し、農地に該当すると判断したため非農地通知を取り消すものです。

土地の所在、地目、面積等は記載のとおりです。

取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者に送ることになります。ご審議よろしくご願ひいたします。

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第306号議案について、非農地通知を取り消すことといたします。

次に、第307号議案非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第307号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、合計で177筆、面積98,655.11㎡となっています。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上、ご審議よろしくご願ひいたします。

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第307号議案について、非農地通知を発出することとします。
続きまして、次に、第308号議案土地改良法第3条資格者の証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第308号議案土地改良法第3条資格者の証明についてご説明いたします。
今回、相浦の流失地区にて県営農村地域防災減災事業の施行が予定されており、議案書18ページ右側の名簿に記載されている方々が土地改良法第3条の資格を有しているか否かについて、市の農林整備課より照会がっております。この後、農業委員さんから調査された内容につきましてご報告していただき、その中で資格を有している方について証明をすることとなります。以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。相浦・九十九地区。

12番 12番、富川です。11月22日と24日に本人さん達と会って話をしてきました。
その結果、名簿に載っている方々の中で6番と9番の方につきましては、高齢でイノシシ被害等もあり、2・3年ほど前から耕作をされていませので資格が無いものと判断します。
ほかの方は全員、立派に耕作されていますので土地改良法に伴う3条資格者として証明することに問題ありません。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 相浦・九十九地区の伊賀崎です。富川委員の言われたとおりです。以上です。

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

17番 17番、松永です。2名の方について資格が無いとのことでしたが、事業への影響はないのでしょうか。

事務局 農業用ため池整備事業であり、2名の方が受益者から外れるだけですので、影響はないという事を担当課である農林整備課に確認しています。

議長 ほかに質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第308号議案については、地区担当委員より証明がありましたとおり、流矢ため池名簿のうち、6番と9番を除く7名を3条資格者として証明いたします。

次に、第309号議案農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第309号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江上町、地目は登記田、現況田。面積2,896㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江迎町中尾4筆、地目は登記田、現況畑、樹園地。面積計2,252㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

なお、1番の江上地区は川上委員の関連となりますので、先にご審議をお願いしたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

議長 1番江上地区の案件は、川上委員の案件となっていますので、先行して、審議いたします。川上委員は一時退席をお願いします

～川上委員退席～

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いいたします。1番、江上地区。

北村委員 江上地区の北村です。譲受人と譲渡人は親戚関係であり、現在も譲渡人さんの土地を、譲受人さんが自分の農地と一緒に耕作しているといった状況です。今回、譲渡人さんが高齢でもあるし、後継者もないとのことで、譲受人さんに贈与するという事で相談がありました。これまで同様に耕作されるので、問題はないと思います。以上です。

議長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第309号議案の1番については許可することといたします。川上委員につきましては入室し、着席してください。

～川上委員入室～

議 長 次に、2番江迎地区。

17番 17番、松永です。以前から相談はあっていたのですが、今回、購入されるということになり、良かったなと思っています。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区の小川です。この土地は譲受人さんの周りの土地でありますし、松永委員の言われたとおり、なんら問題はないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第309号議案の2番ついて、許可することといたします。

次に、第310号議案農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第310号議案農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定として、針尾地区1件、三川内地区1件、皆瀬地区1件、吉井地区1件、宇久地区2件の計6件、解除条件付の利用権設定が柚木地区1件の全体で計7件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願い

します。

農業委員 (挙手多数)

議長 それでは、第310号議案の農用地利用集積計画がすべて承認されましたので(案)を削除してください。

続きまして、第311号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第311号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)についてですが、議案説明の前に今議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告5を先にご報告いたします。報告5農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条に基づく利用権の合意解約について早岐地区で8件受理しております。

以上ご報告いたします。

それでは、農地中間管理事業に係る利用権設定につきましてご説明いたします。

針尾地区7件、三川内地区20件、早岐地区29件、中里地区1件で、合計57件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

なお、21番の三川内地区は中里推進委員の関連となりますので、先にご審議をお願いしたいと思います。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 21番三川内地区の案件は、中里推進委員の案件となっておりますので、先行して、審議いたします。中里推進委員は一時退席をお願いします。

～中里推進委員退席～

議長 それでは、21番の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます、第311号議案の21番は承認されましたので、中里推進委員につきましては入室し、着席してください。

～中里推進委員入室～

議 長 それでは、21番を除いた案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第311号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

次に、第312号議案農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第312号議案農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、針尾地区6件、三川内地区14件、早岐地区23件、中里地区1件で、合計44件計画されています。

こちらは、佐世保市長より農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第311号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

なお、17番は三川内地区中里推進委員、40番は早岐地区八並会長の関連となりますので、先に審議をお願いいたします。以上です。

議 長 17番三川内地区の案件は中里推進委員の案件となっていますので、先行して審議いたします。中里推進委員は一時退席とお願いします。

～中里推進委員退席～

議 長 それでは、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数により、第312号議案の17番は承認されましたので、中里推進委員につきましては入室し、着席してください。

～中里推進委員入室～

議 長 次に、40番早岐地区は私の案件となっていますので、先行して審議いたします。
一時退席しますので、議事進行について副議長にお願いします

～八並委員退席～

副 議 長 それでは、40番について何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

副 議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

副 議 長 賛成多数により、第312号議案の40番は承認されましたので、八並委員につきましては入室し、着席してください。

～八並委員入室～

議 長 17番と40番を除く案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

副 議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第312号議案について、すべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

次に、第313号議案令和元年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第313号議案令和元年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)についてご説明いたします。

1、調査方針、農地の遊休化は、限られた資源である農地の活用、近隣の農地利用への影響等の点から好ましくなく、今後の農業振興を図るうえからも、その解消を図ることが重要である。そこで、農業委員会では、遊休農地の農業上の利用の増進を図るため、

農地法第32条による利用意向調査を実施する。

2、調査対象、農地パトロール（農地法第30条第1項に基づく利用状況調査）により農地の利用状況等についての調査を行い、遊休農地及び耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地があるときは、その農地の所有者等（所有者又は所有権以外の使用収益者、共有農地の過半の持分を有する所有者等がわかる場合はその所有者等すべての者）に対し調査を行う。遊休農地については、詳細説明記載のとおりです。

3、調査方法、調査書及び返信用封筒の郵送による。

4、調査内容、農地の利用意向について、以下を確認する。1 農地中間管理事業を利用する（※農業振興地域内の農地についてのみ選択可）2 農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する（※市街化区域以外のみ選択可。また、農地の所有者のみ選択可）3 自ら所有権移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う。4 自ら耕作する。5 その他。

5、調査時期、令和元年11月28日から令和2年1月31日です。

なお、今回の意向調査対象農地は、お配りしている全体リストのとおり、全部で107筆、面積78,493.61㎡となっております。また、所有者の居住地をもとに地区ごとに分けた送付リストも配付しております。リストをご確認のうえ、不明な点等ございましたら事務局までお問い合わせください。委員のみなさまの具体的な活動については、本日配付しております「意向調査における農業委員、推進委員の活動方法について」をご覧ください。今年の8月まで行っていただいた農地利用状況調査の結果において、新たに遊休農地（A判定）となった農地の所有者等に今後の意向を確認するものです。調査書及び返信用封筒を対象者に郵送しますので、問い合わせ等があれば、調査の趣旨等を説明のうえ、調査書を返信用封筒に入れて回答するよう促してください。

本日ご承認いただけましたら、明日明後日中に対象者あてに発送処理を行います。想定される問い合わせの内容等を記載しておりますのでご覧ください。この意向調査にかかる活動については、記入例を参考に、必ず「農地利用最適化推進業務活動報告書」に記録してください。

参考のため、対象者へ送付する鑑文、意向調査について（お願い）、回答していただく調査書及び記入例をお配りしております。農業振興地域内の遊休農地においては、6か月経過しても未回答の場合や回答どおりの利用が図られていない場合について、農地中間管理機構との協議の勧告がなされ、対象農地の課税が強化されることとなりますので、問い合わせ等ありましたら、十分ご説明いただくようお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 （なし）

議長 それでは、ご意見等が無いようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第313号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

これで、議案審議が終了しましたので、報告に移ります。

報告1農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和元年10月28日付局長専決事項として、柚木地区1件を受理しております。

以上、ご報告いたします。

議長 報告2農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告2農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和元年10月28日及び11月8日付局長専決事項として、早岐地区1件、相浦・九十九地区2件の計3件受理しております。以上、ご報告いたします。

議長 報告3農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告3農地転用許可不要案件の受理について、ご説明いたします。

農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、江上地区1件、三川内地区1件の計2件を受理しております。以上、報告いたします。

議長 報告4裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告4裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。

法務局における地目変更登記申請に伴い、宮地区1件、三川内地区1件の計2件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、いずれも現況非農地として法務局に回答しております。以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。報告5農地法第18条第6項の規定による通知については、先ほど説明がありました、以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。

事務局、お願いします。

事務局 【12月のブロック会議の開催について】

【活動記録簿・農地利用最適化推進業務活動報告書の提出について】

【今後のスケジュール（総会日程等）について】

【第24期農業委員会の委員・推進委員募集について】

【農業委員会の綱紀粛正について】

【令和元年度台風第19号災害義援金拠出について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第30回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。